

小中学校G I G Aスクール用端末等の 国の方針に基づくリサイクル処分とデータ消去の完了について

西東京市立小中学校では、G I G Aスクール構想の下、令和2年度より市内の小中学校の全ての児童・生徒にタブレットパソコンを配備し、誰一人取り残さない教育の実現に向けて教育の充実を図っております。現在、活用している端末は、活用の幅が広がるにつれ、自然故障や破損等の物損故障が目立ち始めました。このような中、国は、令和6年度から令和10年度までを「G I G Aスクール構想第2期」と位置付け、1人1台学習者用端末の更新費用を補助することとしており、西東京市では令和6年度から一部の更新をしながら、令和7年度に、児童・生徒一人一台のタブレット端末の更新が完了できるように進めております。

使用済みとなった端末の処分については、令和5年10月に文部科学省、環境省、経済産業省から適切な処分方法が示されており、端末に含まれるレアメタル等の有用な金属、いわゆる都市鉱山の国内資源循環のために小型家電リサイクル法等に則り処分すること、また、児童・生徒の個人情報漏洩を防止する事等が求められています。また、端末のデータ消去については文部科学省のガイドラインでも適切な対応方法が示されています。

本市では、それに先立ち、故障・破損端末を用いて、スムーズな端末更新と使用済み端末の適切な処分対応について検討を行ってきました。下の観点も踏まえ、令和6年6月末までに発生した修理することができない故障・破損端末278台を小型家電リサイクル法 認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)に委託してリサイクル処理およびデータ消去作業を実施しました。

- ① 国の方針*1、に準拠した小型家電リサイクル法認定事業者であり、日頃から本市の環境行政に対する理解・取り組み実績があること
- ② 生徒の個人情報の漏洩防止のため、文部科学省のガイドラインに基づくデータ消去作業が可能で、各端末毎に証明書の発行できること
- ③ 作業品質を確保する観点から、本市の処分予定台数以上の年間作業実績があること

G I G Aスクール端末はクラウドベースで利用していますが、一部の情報は端末本体にも保存されていません。

記憶媒体はSSD・eMMCであることから、穴あけや単純な物理破壊ではデータが読み取れてしまう場合もあり、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等で適切な対応が定められています。

本市では、専門事業者により適切な対応を行い、端末毎の作業結果が記載された証明書を取得することで、内蔵データが確実に消えた事を確認・担保することとしました。

*1. 令和5年10月 文部科学省 事務連絡 「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再利用又は再資源化）等について」